

矢板市地域活性化起業人（副業型）募集要項

矢板市では、総務省の地域活性化起業人制度（副業型）を活用して、「雇用」に関わる地域課題を解決するための施策立案や事業者支援などの取り組みに対して、ご支援ご協力いただける副業人材の方を募集します。

1 事業の概要

本事業は、国の「地域活性化起業人（副業型）制度」を活用し、三大都市圏に所在する民間企業等に所属する個人と本市が契約を結んだ上で、本市が取組む地域課題に対し専門的なノウハウや知見を活かして地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事し、地域活性化を図る取組を行っていただくものです。

2 主な業務の内容

矢板市において、「雇用」に関わる施策立案・事業者支援に関する、次の業務を行います。

- (1) 人口減少対策及び地方創生に関する地域課題の分析
- (2) 課題の解決に効果的な施策の立案に関する支援
- (3) 事業者が抱える課題の解決に向けた支援
- (4) その他、上記に関連する業務に関すること

【施策立案・企業支援に関する取組例】

- ・市内企業が抱える課題のヒアリング及びその課題解決に向けたコンサルティング
- ・女性や高齢者のキャリア支援
- ・都市部からのインターン・U/I ターンの受入等、地域間人材交流の取組支援
- ・企業の採用力強化に関する支援（外国人材活用、人材定着、働き方改革支援） など

3 契約期間及び形態

- (1) 契約期間 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (2) 契約形態 業務委託契約（個人契約）
 - ※ 任用期間は、6 カ月以上 3 年以内です。
 - ※ 令和 8 年 4 月 1 日以降の契約は、状況に応じて更新の要否を判断します。

4 募集定員

- (1) 4 名程度

5 応募要件

- (1) 三大都市圏に所在する企業等に勤務する方
 - ※三大都市圏に本社機能を有する企業等であっても、三大都市圏外に勤務する方も含みますが、現に本市の区域に勤務する方は除きます。
- (2) 6 月以上 3 年以内の期間で、継続して本市の業務に従事でき、地域活性化や定

住促進、さらには地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大を目指し、地域独自の魅力や価値の向上、安心・安全につながる業務に従事できる方

(3) 本市での業務について、以下の要件を満たすことができる方

- ・月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務を行うことができる方
- ・本市に月1日以上滞在できる方

6 委託料の額

契約に基づき、次の委託料をお支払いします。

- (1) 活動の対価としての報償費等 月額上限 83,333 円
- (2) 活動に要する旅費の実費分 ※契約期間内の上限あり

7 募集期間

- ~~—(1) 令和7年6月13日(金)まで~~
(1) 令和7年6月20日(金)まで

8 応募方法

次の応募書類をメール、郵送、持参のいずれかの方法で提出してください。

- (1) 矢板市地域活性化起業人(副業型) 申込書
- (2) 職務経歴書(任意様式)
- (3) 本募集要項「2 主な業務の内容」に係る本業での実績事例(任意様式)
※ 企業が抱える人材の採用・定着という課題に関して、解決に導いた具体的な実績事例など
- (4) 所属企業から副業の承諾を得ていることが分かる書類

【提出先・問い合わせ】

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

矢板市経済部商工観光課商工担当

E-mail syukou@city.yaita.tochigi.jp 【件名】地域活性化起業人(副業型)応募

TEL 0287-43-6211

9 参考

地域活性化起業人制度の詳細については、下記のリンクをご覧ください。

総務省トップ>政策>地方行財政>地域力の創造・地方の再生>地域おこし協力隊>地域活性化起業人

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/bunken_kaikaku/02gyousei08_03100070.html

